

## フォーラム1

2002年6月15日（土）早稲田大学

### 分断国家、韓国、北朝鮮とドイツ統一

問題提起

コメンテーター

森千春（読売新聞）

木宮正史（東京大学）

#### 分断国家の統一と法治主義　ドイツ統一の経験を通じて韓国で見えてくるもの　森 千春

この報告<sup>1)</sup>のタイトル「分断国家の統一と法治主義　ドイツ統一の経験を通じて韓国で見えてくるもの」というものです。

これはどういう意味かについて、少し前置きをいたします。この報告は、私の新聞記者としての取材体験に基づいています。私がベルリン特派員として勤務したのが、1989年から93年、すなわち、東西ドイツの共産主義体制が崩壊して、東西ドイツが統一した時期でした。私の主な取材対象は、統一の過程でした。

一方、ソウルには、97年に赴任して2001年に帰国しました。この時期は、金大中大統領が北朝鮮に対して積極的な太陽政策を展開した時期で、その頂点は、2000年6月の南北首脳会談でした。この首脳会談については、日本でも大々的に報道されて、みなさんもご記憶のことと思います。このころは、南北関係が急速に進展している感があって、私も南北関係はどこまで進むのかと思って見ていましたが、その後、停滞に陥ります。

南北関係というのは、ある時期、盛り上がって、それがもとの木阿弥になる、という繰り返しです。それでも大局的に見ると、ある方向に向かって進んでいるのか、いないのか、というのが見どころなのです。

それにしてもなぜ成果を積み上げていく形で前進していかないのか、と私なり

に疑問を抱き考えたのです。前進しないことへの疑問にとどまらず、韓国は果たして大丈夫だろうか、統一のチャンスに直面した時に、統一という大事業をやりぬけるほどの安定した国なのかという懸念も抱きました。韓国が統一に耐えるだけの安定性を得るにはどうしたらよいのか。こうした疑問、懸念に答えはないのかを考えて、その際に比較の対象としたのが、ドイツ統一の過程でした。そして、その際に、「法治主義」がカギとなる概念として浮かんできました。

これからお話する私の考え方は、南北関係を法治主義との関連で考えるというもので、これは南北問題を語る上で、かならずしもオーソドックスなアプローチではありません。たとえば、南北関係の停滞の理由を考えるとしたら、学者であれ、新聞記者であれ、朝鮮半島の専門家ならば、まず米国のブッシュ政権が北朝鮮に対して厳しい政策をとって、アメリカと北朝鮮の関係が悪化したことを挙げるでしょう。

それは、北朝鮮の現実を語る上で、説得力のある議論なのですが、私が試みるのは、もう少し原理的な次元での話です。韓国がアメリカの政策など、その時々の国際情勢に影響されることはあるても、統一に向けて進むには何が必要かという話です。

本稿では、バランスをとることよりも、ある種の一貫性のある話ができないかということを念頭に置いています。いくつかの命題を提示しつつそれを説明する形をとります。

### 1. ドイツ統一とは西側の法秩序の東側への拡大だった。

この発表においては、東西ドイツ統一において、西ドイツの法秩序が東ドイツにまで拡大されたという側面に着目します。そのうえで、朝鮮半島における南北関係を論じたいと思います。

ドイツ統一は、様々な切り口で考察できるのですが、私は、ある断面に着目したいのです。それは、東西ドイツ統一とは、西ドイツの法秩序が、東ドイツに拡大された、という断面です。

「ベルリンの壁」が 89 年 11 月に崩壊して、東西の往来が自由になりました。それから、わずか一年たらずで、東ドイツは、西ドイツに吸収されてしまいました。ベルリンの壁崩壊後、東ドイツのモドロウ首相は、東西ドイツが「条約共同体」を作ろうと提唱しました。西ドイツのコール首相も、89 年 11 月 28 日に発表した統一を目指す十項目提案で、「国家連合的構造」という中間段階を経て、統一を目指すと打ち出しました。これらのアイディアは東西ドイツが異なる法秩序を維持したまま、国家連合を作るという案ですが、これは実現しませんでした。東ドイツの市民がどんどん西へ行くので、東ドイツがもたなくなってしまったのです。それで選んだ道が、西ドイツの基本法 23 条に基づく統一、すなわち、西ドイツの憲法を東ドイツ地域にも適用するという形での統一でした。

ドイツ統一とは西側の法秩序の東側へ

の拡大だったというテーゼは、核心でとらえれば、この憲法の問題に帰着します。しかし、私が法秩序の拡大で言わんとしているのはそれだけではありません。たとえば、あとで離散家族の問題のところで言及しますが、ヘルシンキ最終文書に盛り込まれたいわゆる西側の人権概念、価値観まで包摂して考えたいのです。

西ドイツは、基本法、国際的な取り決め、そして西側の価値観、こうしたルールの体系を有した国でした。東ドイツにも、別種のルールの体系はあったのですが、東西の間で人的流出が増大すると、ルールの体系同士の争いとなって、西側が勝利を治めたのだ、と言えるのです。

### 2. 南北首脳会談は、南北間でルールを定着させることに成功しなかった。

2000 年 6 月、韓国の金大中大統領が、平壤を訪問して、南北首脳会談を行いました。会談をふまえて発表された南北共同宣言は、「国の統一問題を、その主人であるわが民族同士で互いに力を合わせて自主的に解決してゆく」<sup>2)</sup> とうたいました。しかるに、それから二年たち、南北関係は、停滞しています。

南北共同宣言の核心部分は統一問題にあります。統一問題でイニシアチブをとることを最優先課題としている北朝鮮側の意向を色濃く反映しています。この宣言の価値は、「大韓民国大統領 金大中」と、「朝鮮民主主義人民共和国国防委員長

金正日」という二人の最高指導者が署名した点にあります。一方で、この宣言の弱点は、南北が守るべき具体的なルールではない点にありました。具体性があるのは、離散家族再会と非転向囚問題の解決、というくだりだけで、それも一回きりのものであり、持続するルールでは

ありません。この宣言は、二つの国家を律するルールというよりは、二人の指導者間の合意であり、その意味で、果たして実現するのか否かに関して、あやうさを孕んでいたのです。

別のアプローチをするならば、この宣言の持つ問題は、南北基本合意書にまったく言及していないことに端的に表れています。

「南北基本合意書」とは、盧泰愚政権の91年に、韓国と北朝鮮が首脳会談を重ねて合意に達した文書です。正式名称は「南北間の和解と不可侵および交流・協力に関する合意書」<sup>3)</sup>で、91年12月13日に、韓国の鄭元植首相、北朝鮮の延亨默首相が署名しました。その後、北朝鮮の核をめぐる緊張が高まり、北朝鮮が対米瀬戸際外交に乗り出していく中、南北関係が冷却化していき、北朝鮮は、南北基本合意書を無視するにいたったのです。

金大中氏は、97年12月に行われた大統領選挙で当選しました。98年2月25日の就任式の演説では、対北朝鮮政策に関しては、「南北問題解決の道はすでに開かれている。南北基本合意書の実践が、まさにその道だ」と改めて、基本合意書こそが重要であると強調しました。その上で、対北朝鮮政策の三原則を宣言しました。「第一にいかなる武力挑発も許さない。第二にわれわれは北朝鮮を害したり吸収したりする考えはない。第三に南北間の和解と協力を、可能な分野から、積極的に推進していく」というものでした。

南北基本合意書の内容を見ると、戦争防止のために南北軍事共同委員会を設置することをうたっていました。南北基本合意書は、軍事以外にも、経済分野でも南北が共同委員会を作り協議することを決めていました。南北間の交渉の枠組みを決めていたのです。さらに、軍事境

界線を「南北間の不可侵境界線」とするなど、双方が守らなくてはならないルールの側面をも持っていました。

私と同時期にベルリンで特派員をしていたある韓国人記者は、南北基本合意書は、東西ドイツが締んだ基本条約よりも、さらに進んだ内容だと評しました。<sup>4)</sup>

南北基本合意書と比較すると、南北共同宣言は、項目数が少ないだけでなく、持続的な枠組み・ルールを決めていないという弱みがあります。

金大中大統領は、就任当時、南北基本合意書こそが、南北関係を発展させるための基盤になると考えていました。ところが、実際に南北首脳会談をやって、その合意事項をまとめた宣言には、南北基本合意書を前進させたという性格は、ないのです。これは一種の後退です。

南北基本合意書が、南北首脳会談や南北共同宣言に反映されなかつたのは、金正日総書記の意向からです。韓国代表団筋によると、金大中大統領は、南北首脳会談で、南北基本合意書の履行を呼びかけはしたのです。これに対して金正日総書記は、「そのような美辞麗句で飾った文書ばかり主張はどうしますか。われわれが実行できるところから始めるのがよい」といって、拒否したというのです。<sup>5)</sup>

北朝鮮において、明文化された合意といえども、金正日氏個人の意向一つで無視されてしまうという例です。独裁体制ならではの現象です。

金大中政権は、そうした独裁体制を相手にするのだから独裁者を動かそう、と考えました。トップ同士の会談に賭けたのです。しかし、相手が独裁者でも、いや独裁者であればこそ、南北基本合意書をもってして相手を縛るというアプローチも、選択肢としてはあり得たはずです。だが、韓国は、実際には、こうした道を

選びませんでした。南北基本合意書を土台とせず、いわば一から作った南北共同宣言には、安全保障の問題が欠落していました。

1. 南北間では、国際的な取り決めを基盤にしたアプローチが薄弱だ。その例が離散家族だ。

離散家族の再会問題とは、家族同士の再会というもっとも基本的な人権にかかわる問題です。実は、北朝鮮も、「移動の自由」を認めた国際人権 B 規約に参加しています。であれば、離散家族の問題では、個々の家族の人権を実現するというアプローチがありうるでしょう。ところが、南北間では、離散家族問題を、人権問題ではなくて、民族の問題として扱っています。普遍的人権概念に基づき、国際的取り決めに合致した、離散家族再会の枠組みは、存在しないのです。

そのことがもつ悲劇性をあらわすエピソードがあります。南北間の離散家族再会は、双方から 100 人ずつ参加して、数日間会う形式ですが、その期間が終わってから、再び会うという保証はないのです。離散家族たちは、分かれる際に、「統一したらまた会おう」と言います。

しかし、南北が、離散家族が繰り返して会うことができる枠組みさえ作れば、統一しなくとも、再会できるはずです。

実際、東西ドイツにおいては、西ドイツのプラント首相による東方外交によって、東ドイツとの関係が進展した 70 年代から、そうした枠組みが拡充されていったのです。

東西ドイツにおいて、この問題はどう扱われたのかを考える際に、75 年の全欧安保協力会議のヘルシンキ最終文書の意義に着目したいと思います。同最終文書

は、家族の再会については、「参加国は、家族の絆を基礎とする接触を促進するため、家族の訪問を望む人々に対し、一時的あるいは希望する場合には定期的な参加国の出入国の申請を好意的に審査する」と明記しました<sup>6)</sup>。同最終文書は、東西ドイツの人的交流の拡大を支える基盤を提供したといえます。東西ドイツは、両国間の往来に関する二か国間の取り決めを結んでいたが、そのルールを支える価値観は、東西ヨーロッパ諸国が共有する宣言の形で表現されたのです。

4. 韓国は北朝鮮に対して、法治の立場から譲歩を求めるアプローチをとっていない。韓国において、法治が確立していないことに問題がある。

南北間で、ルールが確立しないことの理由は、金正日総書記が南北基本合意書を再び南北間交渉の土台とすることを拒んだことに端的に現れているように、北朝鮮にあります。しかし、私としては、実は、韓国にも問題があるととらえているのです。

韓国では、「法治」と「人治」が混在しています。「人治」だといわれるのは、大統領の権力が強大であり、時に、法律を超越して、権力を行使するからです。金泳三前大統領が、全斗煥、盧泰愚という二人の大統領経験者を法廷に引き出した際には、遡及立法まで行いました。

金大中大統領も、「法治」の確立に貢献したとは言えません。2000 年の総選挙においては、違法活動を公言した「落選運動」を支持しました。

「法治」が確立していないということは、建国以来の韓国の激動の歩みを振り返ることによって、より明瞭に把握できます。

初代大統領である李承晩大統領は、60

年、いわゆる学生革命によって追われました。61年には、朴正熙少将が率いる軍事クーデターで、軍人が政権を握りました。朴正熙氏は72年に、大統領選挙を間接制にして自身の永久政権に道をひらく維新憲法を公布しました。79年の朴正熙暗殺のあと、民主化気運が盛り上がり「ソウルの春」と呼ばれる時期を迎えたのですが、翌80年には、軍部の権力闘争で台頭してきた全斗煥将軍らの新軍部が権力の座につきます。民主化運動の盛り上がりに押されて、全斗煥大統領の後継者に内定していた盧泰愚氏が87年、大統領の直接選挙に応じる「民主化宣言」を出して、韓国は民主化に向けて大転換しました。

韓国の歴史は、ルールによらない権力の移動の繰り返しといえるのです。こうした中、法治への信頼感がなかなか育たなかつたといえます。

## 5. 南北間において「法治」の確立が難しいのは、「民族」という大義名分があまりに強いことと表裏の関係にある。

北朝鮮の金正日総書記は、南北首脳会談で統一問題で攻勢に出ました。自国が主張する連邦制の受け入れを迫りました。経済的に弱いから、民族問題でも弱い立場だという訳ではないのです。北朝鮮から見れば、民族の統一の問題においては、在韓米軍を抱え、戦時の指揮権を米軍に握られている韓国の方が、弱いのです。

## 6. 北朝鮮の体制は、共産主義的な法治体制とは、異なっている。

この報告は、韓国を主に対象としていますが、ここで統一協議の相手方である北朝鮮の体制を一瞥したいと思います。

北朝鮮から韓国に亡命した黄長・元書記は、金日成・金正日父子の北朝鮮の体制について、「社会主义とは何の関係もない国だ。首領絶対主義だからだ」と断じました<sup>7</sup>。ソ連東欧の共産主義国家では、最高指導者と国民の関係はどうだったか。黄氏は、「労働者階級は全社会の利益を代表する。共産党は労働者階級の利益を代表する。首領は共産党の利益を代表する」と説明した上で、北朝鮮では、関係が「あべこべ」なのだと論を進めます。北朝鮮の論理は、「首領があってこそ、共産党がありうる。共産党の領導があってこそ、人民大衆がありうる。だから、首領は、共産党と労働者階級と全人民の運命の主人だ」という訳です。

これを敷衍して言うならば、ソ連・東欧における共産党独裁では、独裁的な権力を握っていた人物といえども、権力者は、人民の利益のために奉仕しなくてはならない。一方で、北朝鮮では、社会全体が、かつては金日成主席、そして今では金正日総書記という独裁者個人に奉仕しなくてはならないという訳です。

## 7. 韓国の中間層は、法治を求めている。その要求に応えて国内で法治を確立しつつ、北朝鮮に対してもルール確立を求めるアプローチをとることこそ、韓国の政治に求められている課題だ。

政局やマスコミの論調などを見ているだけでは必ずしもとらえられない中間層の動向に着目すると、実は、韓国でも法治主義は前進しています。韓国社会が民主化で揺れた80年代に多感な青春時代を過ごした世代は、今、社会の中堅となっています。民主化を志向したこの世代は、二つの潮流に分かれました。一つは、80年代の民主化運動の手法、思考方法を踏

襲した流れ。落選運動をになった人々がその代表格ですが、この流れは必ずしも法治主義指向とはいえません。ただし、もう一つの流れがあって、こちらは目立たないが着実に地歩を得ています。それは、各自の持ち場で勤勉に働きつつ、社会全体がより透明で公正になるように願っている人々が生み出している潮流です。

たとえば、2000 年の総選挙でハンナラ党から出馬して当選した元喜龍氏（64 年 2 月生まれ）は、後者の声を代弁する一人です。元氏は在学当時、学生運動に参加して、停学処分を受けました。軍事政権に抵抗することで、社会発展に参与すると考えていた元氏は、民主化運動が 87 年、軍人政権の終わりを告げる民主化宣言をかちとると、司法界を目指しました。その際、このように考えたといいます。「今や政権に抵抗するだけでは、社会発展に寄与することができない、社会の各分野には本来それぞれの役割があるはずだ。言論には言論の役割、政府には政府の役割、検察には検察の役割。社会の各分野が、本来の自分の役割を追求して、忠実に果たしてこそ、社会が発展できる」。<sup>8)</sup>が、検事として働いていて、そうした時代はまだ到来していないことに気づき、政界入りを決意したというのです。

ここで元氏が指向している「各人が本来の自分の役割を追求する」社会は、そうした各人を守るルールの確立を伴うものです。中間層は大勢として、法治主義の確立を希求しているのです。

韓国は、北朝鮮に対して、法治主義的なアプローチをとるべきです。韓国が、自国を法治国家として確立しつつ、北に対しても、普遍的な価値、国際的な約束、南北間の取り決めの実現を求める——そのようなアプローチを一貫して行ってこそ、韓国自身が、統一という大事業に耐

えうる国家体質になるからです。北朝鮮の体制に合わせた民族主義的色彩の強いアプローチでは、北朝鮮に韓国を揺さぶる余地を与えかねないです。

民主化を進展させてきた韓国は、北朝鮮との関係においてもっと自分の国家に自信を持ってよいと思います。実態は、自国の体制に自信がないようです。

2000 年 8 月に韓国の有力紙「中央日報」が掲載した世論調査<sup>9)</sup>によると、「統一後の望ましい社会体制」を聞いたところ、「韓国の体制」と答えたのは 17.8 % にすぎなかったのです。「南北の折衷形態」が 53.6 % にものぼりました。「一国二制度」の 24.1 %、「北朝鮮の体制」1.4 % も合わせると、8 割近くが、北朝鮮の体制を何らかの形で認めていることになります。南北離散家族再会の直前という民族意識が盛り上がりの中で行われたという点を差し引かなくてはならないでしょう。それにしても、韓国民は、自国の体制にこれほど自信がないのです。北朝鮮の体制から何をとりいれるべきだ考えているのか。世論調査は、それについては何も語っていないのですが、韓国の市民が北朝鮮に対して抱く劣等感のありかを考えざるを得ません。北朝鮮には外国の軍隊が駐留していないこと、それを根拠に北朝鮮がとなる「自主」に対してのコンプレックスでしょうか。

金大中大統領は、対北朝鮮政策に関し、慎重に、北朝鮮の体制についての言及を避けてきました。確かに、北朝鮮の体制をあげつらえば、北朝鮮との対話の障害になったかもしれません。だが統一過程で、韓国の民主主義体制の根幹は維持していくという意思を、明確に表示することは可能であったはずです。金大中大統領は、明確な形でそういった意思表示をしなかったのです。

対北朝鮮政策で、体制問題を棚上げしたことは、韓国の国民に自国体制への自信感を植え付けなかったという意味で、失敗だったと思います。

東西ドイツと南北朝鮮の統一問題の比較において、普通は、経済的側面に力点がおかれます。東西の経済力の格差と、南北の経済力の格差を比べると、南北の方がはるかに大きい。北朝鮮がそれだけ疲弊している。だから、北朝鮮が崩壊した場合に、韓国は統一の経済的コストを負担することが困難だ、という論法が、一般的です。この報告では、あえて、経済的側面を捨象しました。いかに経済的に困難であれ、北朝鮮が崩壊すれば、韓国は即座に統一問題に直面しなくてはならない。あるいは、北朝鮮が崩壊しなくとも、北朝鮮側がしかけてくる統一論議へは対処していかなければならぬ。その際に、法治主義の確立という形で、足場を固めるべきだというのが論旨です。

この報告では、韓国の法治主義を論じてきました。実は、この問題を考える際には、日本は法治国家か、という問い合わせられないのです

韓国の知日派知識人に、韓国は法治主義が確立していないという趣旨の話をしたら、日本はどうなのか、憲法第9条と自衛隊の存在は両立するのか、と切り返されたことがあります。

日本人はしばしば韓国について、法治主義が確立していないと批判します。確かに、日本では実定法は韓国よりも忠実に守られているのでしょうか、だけれど日本では、法律が、普遍的な価値観と結びついて、有機的で強い体系をなしているのか、と言うとはなはだ疑問です。日本で、憲法、諸法律、国際的な取り決め、そして法律を支える価値観 — という二つの体系が確立しているとは言えない

と思います。

この問題は、日本が北朝鮮に対してとってきた政策にも、関わります。たとえば金丸信・元自民党副総裁が90年に訪朝して金日成主席と会談し、政党レベルの合意を取りまとめましたが、その内容が日本政府の国際法上の立場と背馳するものであったため、混乱を招きました。日本側が国際的な取り決めや普遍的な価値観を基盤に、確固とした態度で対北朝鮮交渉に臨んで、北朝鮮から譲歩を引き出してきた、と評価することはできません。

韓国も日本も法律はちゃんと備えているのだけれども、法治国家としてのあり方に、不完全なところがあるとすれば、それはアメリカとの関係に根ざしていると言えるのではないでしょうか。日本の憲法は、アメリカの占領当局の主導下で成立しました。韓国は朝鮮戦争で、破滅の淵においやられたところで、アメリカが介入して救われたという経緯があります。朝鮮戦争の時に韓国軍の指揮権は、米軍に渡され、いまだに戦時の指揮権は米軍にあります。けだし、ドイツと韓国、日本を、アメリカとの関係という観点から、比較する作業が必要でしょう。

前述のように北朝鮮は、統一問題では攻勢に出るのですが、これは韓国が在韓米軍を抱えている、戦時の指揮権は米軍が握っている、という点をついてくるのです。韓国の「知識人」は、場合によつては国会議員や新聞記者も含めた概念で、エリートと言い換えてよいのですが、「知識人」は、アメリカの問題をつかれると弱い。北朝鮮にコンプレックスを感じてしまうのです。

ドイツとアメリカの関係も複雑です。しかし、米軍を自国領土に駐屯させ続けているドイツですが、それが、国家としてのアイデンティティに深刻な問題を惹

起してはいないと思うのです。このドイツと韓国の違い、あるいは、日本にも米軍がいる訳で、ドイツと日本の違い、これを考えて見る価値はあるのではないかと思います。

この報告では、分断国家の統一と法治主義というテーマで、ドイツ、韓国についての私見を述べてまいりました。積み残した論点も多いと思いますが、ドイツを考えることが、アジアで起きていることを考えることと関連がある、そうした思考のひとつの例となっていれば、幸いです。

#### 【注】

- 1) この稿は、2002年6月15日の日本ドイツ学会フォーラムでの発表用原稿に、若干の修正を加えたものである。当日は、木宮正史東京大学助教授から、詳細なコメントをいただいた。そのコメントは、朝鮮半島情勢を考える上でドイツ統一との比較がどのような意味を持つかについて、概観を提供したうえで、筆者の発表の個々の論点に詳細なコメントを加えたもので、たいへん示唆に富んだものだった。ただ、筆者は「ドイツ研究」用の原稿としては、自分なりの議論の輪郭を明確に残すために、フォーラムでの議論を踏まえて新たに稿を起こすことはせず、発表のために準備した内容をほぼそのまま収録することにした。
- 2) 南北共同宣言は、ラヂオプレス「北朝鮮政策動向」第8号 No304（2000年6月30日）所収の訳による。
- 3) 「南北間の和解と不可侵および交流・協力に関する合意書」は市川正明編「朝鮮半島近現代史年表」（原書房、1996年）所収。
- 4) たとえば、南北基本合意書は、南北関係について、「双方のあいだの関係が国と国との関係でない、統一をめざす過程で暫定的に形成される特殊関係であることを認め合

い、平和統一を成就するための共同の努力を傾注することを互いに確約する」と明記している。

- 5) 読売新聞 2001年6月6日付。
- 6) (財)鹿島平和研究所編「現代国際政治の基本文書」(原書房、1987年)所収の訳による。
- 7) 読売新聞が1999年3月24日に行った黄長・氏とのインタビューより。
- 8) 読売新聞が2000年2月23日に行った元喜龍氏とのインタビューより。
- 9) 中央日報 2000年8月14日付

【南北共同宣言】(2000年6月15日付「労働新聞」所載=邦訳はラヂオプレス「北朝鮮政策動向」第8号 No304 所収)

祖国の平和的統一を念願する全同胞の崇高な意志に基づき、朝鮮民主主義人民共和国の金正日国防委員長と大韓民国の金大中大統領は、2000年6月13日から6月15日まで、平壤で歴史的な対面を行い、最高級会談を開催した。

北南首脳は、分断の歴史上初めて行われた今回の対面と会談が、相互の理解を増進させ、北南関係を発展させ、平和統一を実現する上で画期的な意義を持つと評価し、次のように宣言する。

1. 北と南は、国の統一問題を、その主人であるわが民族同士で互いに力を合わせて自主的に解決してゆくことにした。
2. 北と南は、国の統一のための北側の低い段階の連邦制案と南側の連合制案が、互いに共通性があると認め、今後、この方向で統一を志向してゆくことにした。
3. 北と南は、今年の「8.15」にあたり、離散した家族・親戚の訪問団を交換し、非転向長期囚の問題を解決するなど、人道的問題を速やかに解決してゆくことにした。
4. 北と南は、経済協力を通じて民族経済を均衡的に発展させ、社会、文化、体育、保健、環境など諸般の分野の協力と交流を活

性化させ、相互の信頼を固めてゆくことにした。

5. 北と南は、以上のような合意事項を速やかに実践に移すために早い時期に当局間の対話を開催することにした。

金大中大統領は、金正日国防委員長がソウルを訪問するよう丁重に招請し、金正日

国防委員長は今後、適切な時期にソウルを訪問することにした。

2000年6月15日

朝鮮民主主義人民共和国国防委員長 金正日  
大韓民国大統領 金大中